

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成30年度第2回津市地域自立支援協議会
2 開催日時	平成30年10月19日(金) 午前10時から午前11時30分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市地域自立支援協議会委員) 浅沼 千恵、池田 修一、内田 佐登美、 浦 幸生、後藤 勇介、國分 弓子、 高鶴 かほる、千草 篤麿、塚本 順久、 内藤 充彦、藤川 保代、又市 婦美子 丸橋 恒子、水谷 多真子、水谷 久、 本弘 路可、山内 隆治、横山 美香 (事務局) 健康福祉部長 國分 靖久 障がい福祉課長 松田 孝行 障がい福祉課調整・障がい福祉担当主幹 小林 千春 障がい福祉課障がい福祉担当主幹 前坂 明子 障がい福祉課障がい福祉担当副主幹 堀川 義隆 津市障がい者相談支援センター 藤川 弘行 津市障がい者相談支援センター 増田 登志子
5 内容	議事 (1) 基幹障がい者相談支援センターについて (2) 各ワーキンググループの進捗について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当 電話 059-229-3157 E-mail 229-3157@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

(事務局) おはようございます。障がい福祉課長の松田です。本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、平成30年度第2回津市地域自立支援協議会を開会いたします。本会議につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開として市民一般の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては議事録を作成の上、発言者氏名を含めホームページで公開をさせていただくこととなりますので、ご了承の程よろしく申し上げます。

本日の出席委員は委員17名中、今現在のところ13名でありますので、津市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数の出席を得られておりますことから、この会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、津市地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により、千草会長に以降の議事進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(千草会長) それでは第2回協議会議事の事項書の1番、基幹障がい者相談支援センターについて、よろしく願いいたします。

(事務局) 「2019年度基幹障がい者相談支援センターを設置(素案)」をご覧ください。津市障がい者相談支援体制の構築につきまして、ご説明します。

2ページですが、障がい者の相談支援に関する合併以降の津市の動きですが、「津市障がい者相談支援センター」は、平成28年度に現行の6法人9人の組織・運営になりました。この経過においては、国の法改正に伴う対応を行ってまいりました。

次に3ページですが、基幹障がい者相談支援センターの位置付けです。

役割については、地域の相談支援の中核的な拠点として、相談支援に係る人材育成、権利擁護、虐待防止、専門相談、地域移行・地域定着等の業務を担うことになっています。

このセンターを設置できる根拠については、障害者総合支援法第77条の2第2項に規定されています。

次に、津市での経過ですが、第4期の津市障がい福祉計画では計画期間中に基幹障がい者相談支援センターを1か所設置することとなっていました。

この計画の策定後、この基幹障がい者相談支援センターを有効に活用していくためには、地域の相談・支援業務を担う指定特定相談支援事業所数の増加を促進し、相談・支援体制の充実を図っていくことが必要であることが分かってきました。

また、障がい者差別解消法の施行に伴い、各種の対応が必要になってきました。このようなことから、津市としては、指定特定相談支援事業所数の増加に向けた

取組を進めるとともに、津市障がい者相談支援センターにおける相談・支援体制の充実及び指定特定相談支援事業所との連携強化を図ること、障がい者差別解消法の施行に対する対応を進めてまいりました。

その結果、基幹障がい者相談支援センターについては、第5期障がい福祉計画へ再度位置付けを行い、2019年度に1か所、設置を予定しました。

次に4ページですが、津市の障がい者数等の推移です。身体障害者手帳所持者は少し減っていますが、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者は年々増加し、障がい福祉サービス支給決定者は大幅に増えています。

次に5ページですが、現状の相談支援体制です。津市障がい者相談支援センターは、障がい者・家族や地域の支援者等からの一般的な相談や、専門相談に対応するとともに、権利擁護、虐待防止に関する機能や、自立支援協議会の運営等への協力、指定特定相談支援事業所との連携を行っています。現状の相談支援体制は、障がい者や家族と、津市障がい者相談支援センターの担当者や指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が個々に関わっており、更なる横のつながり、連携が必要であること、また、相談支援専門員の情報共有や研修の機会を増やし資質の向上を図っていくことが必要であります。

次に6ページですが、津市における相談支援の現状は、津市障がい者相談支援センターについては、身体・知的・精神の3障がいについて、一次的な対応を中心とした障がい者本人・ご家族の相談窓口になります。指定特定相談支援事業所については、サービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。居宅介護支援事業所のケアマネ、介護保険のケアマネのようなものであり、平成24年度には4か所の事業所しかございませんでしたが、平成30年度には33か所の事業所ができております。県内でも最も多くの事業所数となっております。これはひとえに市内の法人のご支援のおかげです。これらのより身近な指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、サービスの調整や相談を受けるようになってきました。

次に、7ページですが、津市の障がい者相談支援センターの平成27年度から29年度までの実績を示しています。

利用者の方は増加しておりますが、相談件数や支援方法は、指定特定相談支援事業所の増加により、より身近で寄り添った相談支援が可能になってきたと考えます。それは2の相談内容の1番左のほうの、福祉サービスの利用等に関する支援という項目の所がだんだんと年々数が減ってきているというのは、指定特定の相談支援事業所の相談支援専門員が頑張っていたいただいていることの表れだと思っております。

次に、8ページですが、津市における相談支援の課題です。当協議会からもいろいろなご意見をいただいております。津市地域自立支援協議会から寄せられ

た課題としては、指定特定相談事業所の相談支援専門員の更なる資質の向上が必要であること、身近な相談支援体制の充実が重要であること、権利擁護や虐待などの事案に関し、専門的な取組体制が必要であることを挙げさせていただいております。

また、利用者等が求めるものとしては、平成28年度実施の津市障がい福祉施策に関する調査結果からの抜粋ですが、気軽に何でも相談できる体制の充実、身近な場所で相談できることが調査の中で高い割合を示しています。このような課題のもと、障がい者が地域で安心して生きがいを持って暮らせるよう相談支援体制の再編が必要であります。

次に9ページですが、津市障がい者相談支援センター業務の精査・再編の素案です。相談支援力の向上をめざし、現行体制の再構築を図ることを目的としています。津市障がい者相談支援センターの業務内容が、再編後はどうなるかを図示しています。このうち、(7)から(9)の地域自立支援協議会関係業務、津市障がい者虐待防止センターに関する業務、障がい者差別相談窓口については、基幹障がい者相談支援センターが担当することになります。

また、(1)から(3)の情報提供や相談業務、ケアマネジメントなどの福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言や指導などの社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援については、地域障がい者相談支援センター、または指定特定相談支援事業所が担うことになります。(4)から(6)の権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、困難ケース等への対応は地域障がい者相談支援センターがまず一次的に受け、そしてなかなか課題が解決しないとかということ、基幹相談支援センターがバックアップするという体制も取っていきたいと思います。

サテライトは、精神障がい者の相談や地域移行・地域定着の個別支援等について現在、夢の郷に担当していただいておりますが、精神障がい者の方の相談支援に対応することができる法人で継続していくことを想定しています。

次に10ページですが、相談支援体制の変更後のイメージです。基幹相談支援センターは、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等のうち2名及び地域障がい者相談支援センターと兼務の事務員1名の計3名の体制を想定しています。業務内容としては、人材育成として、相談支援事業者を対象とした研修会の企画・運営、ケース検討を通じた支援力の向上。専門相談・助言指導として地域障がい者相談支援センターの後方支援、関係機関との連携、相談支援のネットワークの構築。権利擁護・虐待防止として、虐待防止センター機能、障がい者差別相談窓口。それから地域移行・地域定着は、これは個別の案件を担当するわけではなくて、精神科病院、入所支援施設への働きかけや、地域の体制整備に係るコーディネートを行っていきます。それから自立支援協議会の企画・運営への協力は、こ

れまでと同様にワーキンググループ会議の企画・運営に携わっていただきたいと思います。

地域障がい者相談支援センターは、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の専門職の4名を想定しています。業務内容としては、指定特定相談支援事業所のバックアップ支援、障がい種別や年齢に関わらない一次相談を受けます。訪問による相談支援も実施します。人員的には現行の障がい者相談支援センターより少なくなります。指定特定相談支援事業所の増加や、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の資質の向上を通じ、障がい者、市民の方からの相談支援に的確に対応していきたいと思えます。説明は以上です。

(千草会長) 疑問点とか、もう少し具体的にというお話がいくつか出てこようかと思えますので、どうでしょうか。どなたからでも結構ですがご質問等がございましたらお願いをいたします。

(池田委員) 相談支援体制の変更後のイメージを拝見すると非常に分かりやすく飲み込めるかなと思えます。また、この基幹相談支援センターと合わせて、地域生活支援拠点と言うものも計画に載っているかと思えますが、そこにおいても相談があると思えますが、そことの連携というのはどういうイメージなのか。

(事務局) 地域生活支援拠点のことも計画に載せていまして、これも計画期間中に整備していくということになります。

(千草会長) よろしいでしょうか。

(池田委員) はい。

(千草会長) 他の委員の方でいかがでしょうか。

(内藤委員) 地域課題を解決していくための相談支援体制を、どういった助言がふさわしいのか、なかなか思いつかない部分もありますけれども、サテライト含めて地域の障がい者相談支援センターでまず受け止める。あと、特定相談支援事業所で個別の相談とかを受け止めていって、バックアップという表現がいいのか、人材育成含めて中核的な機能という表現がいいのか分からないですけれども、基幹型の相談支援センターを置いてマネジメントをしていくという、そのようなイメージのようにも見受けられます。とてもいい体制だと正直思えます。こ

れはすごくいいなと思いますけれども、まず教えていただきたいのは、これを本当に機能させるためには、特定相談支援事業所との連携がとても大事な気がして、つまりは特定相談支援事業所というのは、相談支援体制の中ではわりと新しい存在です。今の相談支援センターの相談の中で、福祉サービスの利用等に関する支援ですが、多分将来的には、特定相談支援事業所にこの福祉サービスの利用の支援という機能をより多く担ってもらったほうが、役割分担がより機能して発揮しやすいと思えます。福祉サービスの利用の支援は、相談支援センターが受ける件数としては減っているということですが、まずこの減っているというその数は、特定相談支援事業所との連携の中でだんだんと役割分担が明確になってきたと捉えていいのかどうか。福祉サービスの相談というのは重複する部分があると思います。相談支援センターが従来から担っている相談と、新しくできました特定相談支援事業所が担う福祉サービスの利用の援助という部分は、重複している部分が結構あると思いますけれども、どう、今の現状を捉えているかという、その辺りを少しお聞きできればと思います。

(千草会長) いかがですか。どうぞ。

(事務局) 今、市役所の障がい福祉課等の窓口に見える方の例で、B型で働きたいと明確に思ってもらえる方については、指定特定相談支援事業所の一覧表をお渡しして、「この中からあなたの相談支援をしてくださる方をまず探してください。それからその方があなたのニーズを聞きながら適正な所へサービスをつないでいただきます。」ということでもいいのですけれども、なかなか、「障がいがあるのだけでも、僕は暮らしをどうしたらいいんだろう」というような不安を抱えていらっしゃるとか、「人の中に行くのが嫌だな」とか、いろいろな問題を抱えていらっしゃる方については、まだまだ相談支援センターとも連携を取りながらやっていかなければいけない部分もあるのかということで、来年度もその地域型というのがまず、そういう、まだサービスにつながらないけれども、どういう生活を組み立てていって、将来的にどういう生き生きとした生活をしていっていただくのがいいのか、ということを一っしょに考えるというのが地域型というかたちで残っていく。しかし、そこがずっと抱えていくわけではなくて、ある程度見通しができてきたらまた指定特定もご紹介して、こういうサービスを一っしょに考えて使っていただいたらどうかをおすすめしていく考えです。以上です。

(千草会長) よろしいですか。

(内藤委員) 福祉サービスの利用援助については、地域障がい者相談支援センター、もしくは地域の特定相談支援事業所に移行になっていく。まさにこういう機能を持たせながら中核的なバックアップ機能であるとか、あとはマネジメント、人材育成を含めたマネジメント機能を基幹型に担ってもら。体制整備としてはすごくいいなど見えています。ただ、今申し上げたように少し懸念されるのが全体の人数だけで言うわけではないのですけれども、その基幹型とか地域型、どちらに負荷がかかるのかよく分からない点がありますけれども、いずれにしてもその特定相談支援事業所との役割分担が、これを機能させるためには重要になってくるのかと私は感じました。以上です。

(千草会長) ありがとうございます。では、どうぞ。

(高鶴副会長) 自立支援協議会のメンバーにも入りながら私自身は利用者側でありますので、やはり特定相談という所は玉石混淆で、しかも自法人の利用者をまず対象にしているというところが、やはり本来の法案が持つ意味と違ってきます。違う目で見ましようということで、その中の支援を肯定するような個別支援計画を立ててもらったら困るというのが、私たちの本来の思いです。ですからこの自立支援協議会からは特定相談の専門相談員の資質向上が課題であるというふうにお話をさせていただいています。利用者としては、気軽に何でも相談できるというのは、特定相談は福祉を利用する人だけですので、やはりいろいろなものをかみ合わせて、一般就労していらっしゃる方も支援をしていくということになってくると、今のような状態ではもう相談支援センターが個別の人にに関わり過ぎて、スーパーバイズする余裕がなくなっている。ですから、重層的に基幹はスーパーバイズを基に人材育成をしていただく。その代わりに地域の相談支援センターが今の機能を何か所かに、この広域な、津市の地域の中を分担していただく。その中で特定相談も地域の資源の一つとして力を発揮していただいて、他にも民生委員もみえますし、それから人によっては障がいがありながら高齢者ということもありますと、地域包括とも連携するというようなこともこれから必要になってくると思います。入所施設はどんどん地域移行しなさいと言われて、定員を減らしていくと、私の年代、またそれ以上の人たちは今までの過去の思いを引きずって、「私はもう本人を見ていくのが大変だから入所させるしかないんだ」と、あっさりと言われますけれども、今の時代、親が歳を取ったら入所に行けるという時代ではありません。では地域でどう支えていくのかと言ったら、いろいろな制度を組み合わせなければなりませんので、やはりそこは特定相談の人がどれだけの知識を持っているかということが一番大事になってきます。これからはこの基幹ができたときに、特定相談で「困ったことに対し

ではこういうことがあるよ」という相談機能を果たしていただかないと、全部が全部、市役所に「どうしましょう」と話しに行くのでは時間がかかり過ぎると思うし、国も「重層的に考えていきなさい、そのうえで地域生活支援拠点というのは全国一律ではなく、それぞれの地域で何が必要とされているかということを考えて組み合わせなさい」と言うのですから、他の所が成功しているのをそのまま持って来て津市に合うかどうかは分かりませんから、やはりこの中で、津市にはどんなものが必要かということを協議していく。今一番、親として思うのは夜です。夜の相談機能。そういうところが地域生活支援拠点でどれだけ対応できるかということだと思いますし、今の相談支援センターの職員の動きを見てみると、とてもじゃないけども1人であんなことをしていたら、その内、ワーカホリックです。やはり、少しずつ重なり合いながら支えていただくシステムというのを構築していかなければならないと思っています。以上です。

(千草会長) ありがとうございます。

(水谷多真子委員) あと、特定相談のお話が出たので、やはりその専門員というのは一人一人違いますし、スキルの的にも違うと思うので、今年度、連絡協議会としては人材育成として研修等いろいろやっていきたいと思いますとか、やはり頑張っている事業所もたくさんあります。そのようなところは本当に頑張っていて、人数がどんどん増えてくるということで、現在お断りもしないといけない状況も本当に申し訳ないと、一生懸命頑張っているところもあります。

それでセンターと重複する部分があってもいいと思います。初めは重複しながらだんだんと特定がしっかりして、その方の地域のサービスだけではなくて、やはり相談も受けながらしっかりコーディネートしていくという役割だと思っているので、やはり相談支援専門員の知識の向上もあるので、今年度、重点的に研修は進めているところです。

(千草会長) ありがとうございます。今、お話がありました、夜間の相談というのはどこか受ける所はあるのですか。

(事務局) 今、夜間の相談というのは、24時間体制ですることにはなっていないわけですがけれども、その相談とか緊急時の受け入れ、その対応ですね。24時間365日、どうしていくのだろうということで、それを専門的な人材確保ということとか、場所、それも地域生活支援拠点に必要な機能を担う体制づくりというのを進めていかなければいけないということです。そちらについては、整備検討委員会というのがありますけれども、そちらのほうでまたご意見をいただき

ながら進めていきたいと思います。

(千草会長) はい、どうぞ。

(池田委員) 夜間のお話が出ていましたけれども、特定相談の加算の要件の中に含まれていますので、特にバックアップ施設との連携の中で、夜間に、特定相談の電話がまず111番だったら、夜間になると111番にかけると入所施設の番号に転送されるとか、そういう工夫がなされているという状況だと思います。加算要件の中にそれがある。週に一回、困難事例も含んだ事例検討会を開くこととかいろいろ出ていると思います。それで話は違うのですけれども、先ほど委員のほうからも、親なき後、というふうなことのお話をいただきました。私も、実は子どもがいろいろな所にお世話になったりしている、半分当事者の、半分というか、もう50年ぐらい近く当事者の立場をやっているわけなんですけれども、その中でこの権利擁護について、基幹で権利擁護・虐待防止と書いていただいている中で、権利擁護について特にこれから、やはり経済的なことも含めた、法的なことも含めた、成年後見というのがどんどん今、言われまして、特に今後は一人の方が受けるという形から、法人後見などにも変わってくると思います。そういったことも含んで、こちらのミッションに少し追記していただくといいのか、それとも後見については、自立支援協議会の他の基幹組織、グループがミッションを担当されるということになってくるのでしょうか。

(事務局) まず、先ほどの私の発言の中で、一部変えなければいけないところがありまして、虐待に関しましては、今でも24時間365日の体制になっていて、電話が虐待防止センターに入ります。それが転送されて受ける体制を取っています。権利擁護、成年後見に関しては、津市成年後見サポートセンター運営委員会というのがありまして、対応を行っています。こちらのイメージ図の中ではその部分は含まれていないという形にはなっていますが、ただ、当然連携は必要になってくるという考えです。以上です。

(千草会長) はい、以上でよろしいでしょうか。

(池田委員) はい。そうやって視野に入れていただいているということであれば、連携できるということ。はい、了解しました。

(水谷久委員) 現時点で緊急的なことも含めた、一般相談としての24時間体制というのはなかなかできていません。虐待通報の受付に関しては24時間36

5日の体制を組んでおります。けれど、一般相談について今できていないということは、それが課題です。緊急時、どこへ連絡したらいいかということが、地域生活支援拠点事業の機能の一つに、24時間相談体制というのがあります。それが津市の計画では、2020年度中に1か所設置するということになっておりますので、今後、緊急時の対応についてどのように支援体制を整えておくかということも考えて、この来年度以降の基幹型、あるいは地域型の支援センターがこの辺りにも入りながら、障がい福祉課と一緒に議論しながらどう作っていくかということになります。現在は確かに、特定相談事業所に3名の相談員の配置があれば、夜間も含めて24時間の相談に応じるということがありますけれど、それは限られた大きな法人が行っていただいているところです。そのようなことから今後、津市において24時間の相談支援体制をどのように作り上げていくかということが現在の課題となっています。

(千草会長) はい、ありがとうございます。どうぞ。

(浅沼委員) この先、本校の生徒が卒業した後とか、どういうふうに相談していったらいいのかと考えていました。現在、6法人9名の方がいろいろな相談を受けていただいているというのは分かります。では、どこへ相談するんだろうといったときに、一次相談は、地域障がい者相談支援センターにお願いをするということになります。そちらが4名ということで、人数のことですけれど、大変人数が絞られたのだなと感じています。最初のほうの課題を見ていきますと、その相談件数が非常に多いということで、6法人9名の方でも本当に大変なのだというのが文章のほうから読み取れます。それがこの基幹障がい者相談支援センターができることで、一次相談が4名でも何とか回っていけるのだろうかという危惧します。相談内容によって、その指定特定相談支援事業所と分けて相談をしていく、人材を育成して将来的にはなっていくのだなと思いますけれど、9名の方でしているところが、一次相談4名で回るというのはすごく画期的なことで、少し驚いているわけです。そこを少し感じます。

それから、夜間のことについてですが、本校の卒業生のその後のアフターケアということで、卒業後2年間ぐらいを目途に、卒業生の進路先に職員が、今どうしている、困ったことはないのというようなことで回らせていただいておりますが、実際のところどうかというと、25歳であったり、もう30歳である方でも職員によく電話が入っている次第です。やはり職員の総勤務時間ということもございますので、「個人プレーで携帯電話の番号教えないでね」と言っても、やはり携帯電話の番号を職員がつい教えてしまって、その結果、もう24時間、何時でも、また土日でも、いつでも祝日でも電話がかかってきては、「ちょっと行

ってきます」と言って行かれるのが実情になっています。卒業生はどんどん増えていく一方ですので、地域に出た子どもたちをその緊急時の対応をしていただける仕組みづくりというのを早急をお願いしたいと思います。

(千草会長) はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

(事務局) 9名の一次相談が4名でいいのかというのは、数から見るとそう思われると思いますが、地域のいろいろな支援と連携しながらやっていくことで、円滑に実施していけるように考えたいと思っています。やはり一番長い時間過ごされた学校に、先生の所にといいところや、顔を知っている人に何でも相談したい、そして心が開かれることもあります。身近な所に相談ができるように、つながる支援について、くらしワーキングでも考えています。それを利用して津市の中でのいろいろな支援機関が連携しながらと思っております。できるだけ早く、体制ができるように考えていきたいと思っていますので、ぜひまた皆様のご協力をいただきたいと思います。以上です。

(千草会長) ありがとうございます。

(高鶴副会長) 私もPTAで代表をしていましたけど、私自身が「学校は短い期間だ、それ以降の生活のほうが長いものだからいつまでも親も本人も学校に顔を向けていなくて、地元で自分の子ども、あるいは自分が相談できる場所を作っていかなければいけない」ということをずっと言い続けていました。学校が言うのではなくPTAがそういう視点を持たないといけないと思います。

それと、この自立支援協議会だけではなく、障がい者を取り巻くいろいろな組織としては、差別解消も成年後見も別に組織をなさいと国は言いますが、ほとんど委員が重複していますので、もう少し協議会の中で枝分かれになるような会議の持ち方をしていけば、行政も有効なお金の使い方ができると思いますので、ここでもそういう話をしながら進めていければと思っています。

(会長) ありがとうございます。いろいろ出していただきましたが、どうでしょう。いろいろとご意見ありがとうございました。今いただいたご意見を真摯に捉えまして、この整備を進めてもらいたいと思います。

それでは、2番の各ワーキンググループの進捗状況について、事務局お願いします。

(事務局) ワーキンググループの進捗についての報告をします。

くらしワーキングでは、つながるハンドブックの試行版が29年度に完成しました。本年度はこのハンドブックが31年度すぐに活用していくことができるように、ワーキング内で様々な事例を出し合いまして、関係機関とのつながり方について検証していこうと取り組んでいます。今後の取組としては、はっぴいの一とと合わせた活用方法の検討や、ハンドブックを活用して、支援を必要としている方たちの支援が途切れることのないように検討していきたいと考えています。

次に、地域移行ワーキングの報告をします。現在、しごとワーキングの課題として、支援対象者に合う職場開拓、職域開発の重要性が求められています。就労アセスメントシートがありましても、それを支援ツールとしての定着がまだできていないという現状です。そういう課題もあります。今後の取組としましては、企業に対してまだまだ知られていない支援機関があることや、支援をした場合のメリットについて周知していく方法の検討や、また、就労アセスメントシートの活用目的を含めた周知について、検討を行っていききたいと考えています。

次に、地域移行ワーキングの支援施設班について報告をします。29年度にできました津市版地域移行ガイドブックを利用しながら、各支援施設よりモデルケースを出していただきまして、より使い勝手を良くするために検討を進めております。モデルケースを通して津市やこの地域に足りない、必要な資源の模索もしていきたいと考えています。利用者向け見学会なども先日実施されました。また支援者向けの見学会も現在検討中です。継続的にそれぞれ年1回以上を目標にしています。

また、保護者やご家族では、施設に入ったらもうゴールとか、親なき後も施設に入れば一生安心というイメージを持っておられる方が多いことから、地域移行への理解が得にくいのが現状です。利用者、ご家族の地域移行への理解が得られるような、新たな取組も検討していきたいと考えています。

最後に、地域移行ワーキングの精神保健福祉班の報告です。精神科病院からの地域移行者数を増やすためにはどうしたらいいのか、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築にどう取り組むかといった課題に対し、検討をしています。29年度には、試行版の津市版地域移行ガイドラインを作成しました。その普及と活用の一環として、今年度はこのガイドラインのDVDをワーキングのメンバーで作成しました。このDVDを利用した研修の実施も検討しています。また、この他に社会資源見学会実行委員会との連携や、顔の見える関係づくりにも取り組んでいきたいと考えています。以上です。

(千草会長) ありがとうございます。どうぞ。

(事務局) 地域移行ワーキング精神保健福祉班で作成しましたDVDについての説明させていただきます。

(千草会長) はい。

(事務局) 「地域の暮らしに戻るために」というパンフレット、これは5月の本会のときに皆様にもお示しし、これをどう活用していこうかというのが30年度の課題で、ワーキングの中で話し合っています。この中のストーリーは完全オリジナルで、ワーキングで地域移行の進め方をまず文章で書いてみました。地域移行のガイドラインがいろいろなところから出版されていますので、これでやっていけばいいのではないかと思われるかもしれませんが、なかなかこれだけでは普及しないということで、皆さんが共有して考えられる津市版のガイドラインを作ろうと、この冊子をまず第一版として作らせていただいて、当面は試行版ということでやっっていこうということでした。原稿の読み合わせをしながら皆さんが思ったこととして、「これは映像化したらどうだろうか。DVDにしたらもっと普及するのではないかな」というご意見をいただきまして、話がとんとんと進んで、自立支援協議会にご連絡するのも遅くなってしまいました。ある程度、もう完成版に近づいており、皆様にご覧いただいたうえで、地域への普及をどのように図っていくかを検討させていただきたいと思っており、本日は、30分程度になりますが上映させていただいてよろしいでしょうか。

(千草会長) いかがですか。よろしいですか。ではお願いします。

(横山委員) この上映も含めてなんですけどよろしいでしょうか。くらしワーキングとか地域移行ワーキングとかしごとワーキングとか、いろいろなワーキンググループが頑張っていて活動しています。私はくらしワーキングに入っていますが、そこでつながるハンドブックとか、いろいろなものを皆で作りに上げてきているものを私たちはすぐ使いたいと思います。自分も当事者団体ですので、アンケートの結果、どこへつながったらいいのか分からない、分かるものを作ってほしいというアンケート結果が出て作り上げられているのに、それがなかなか使わせていただけない。自立支援協議会で中身を検討いただいて、不都合なところがあれば直しながら少しでも早く使えるものにし、またそれを使って不具合があったときに、すぐ訂正がかけられるようなシステムをいっしょに考えていただくということを要望したいと思いました。このDVDもすごくいいと思いますし、メンバーを見ていただいたら分かると思いますが、すごく忙しい人たちがものすごい時間も割いていただいているのがもったいないと思っております。

【DVD上映】(約30分)

(事務局) この映像を作る中で、地域にたくさんの資源があつて、いろいろな方々が協力してくださることが津市の財産だと思わせていただきました。またこれは編集し直すところとか、まだまだ言っていたら直るものになっておりますので、ぜひご意見をいただけたらと思っています。

(千草会長) はい、ありがとうございます。それでは先ほどのDVDも併せて、今のワーキンググループの進捗につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお話しください。

(水谷多真子委員) 私もDVDを見せてもらってすごいなと思いました。見てやはり、いいものですし、すごい時間をかけて作っていただいたものだと思います。いいものは使っていないといけないと思いますし、福祉・医療、連携というところは、こういったものをどんどん活用していかないといけないと思います。その活用するのをよりスピーディにさせていただきたいという要望と、くらしワーキングでもつながるハンドブックといういいものができていて、やはり学校の先生たちも早く使いたいという声とか、病院の先生もやはりこういったものを各病院に、特に小児科のほうにも置きたいというようなご意見も出てきております。それを全部ワーキングの報告は行っていると思います。そういったものを、スピーディに地域の皆さんに広げていってもらいたいと。いいものを作るだけで終わりというような形ではなく、はっぴいの一とのように本当に広げていってもらいたいなということは、要望しておきたいと思います。

(千草会長) ありがとうございます。はい、どうぞ。

(浅沼委員) 大変わかりやすいDVDだと思って拝見をしました。ひとつ要望ですが、先ほどのDVDもそうですし、いろいろなものを作っているのですけれど、できればルビを振っていただけるとすべてのものに助かります。

(千草会長) ありがとうございます。はい、どうぞ。

(又市委員) 今のDVDは、ここに至るまでの努力は大変なもので、時間を割いてまで作ってもらえたこと、大変感謝しております。ただ「私たちのことを私たちのいないところで決めないで」と、これをいつも心に入れておかないと間違ふと思います。ぜひ、当事者の方にもこの後、見てもらいたいです。スピーディに

地域に広めることは大事です。せっかく作ったものですから。でもこれが一人歩きするという事も考えられます。地域移行ってこんなものなんだなということでないように、私たちも地域移行に大変、今まで苦勞してきたところ、それから当事者さんが、こういうはっきりとものを言われるのかとか、看護師さんやドクターはいつも白衣を着てこういう会話をしているのか、そういうところまで見られますので再度検討していただきたいというのが、外へ出す前に誤解のないように、ゆっくりと検討していただいてから外部に出していただきたいと思います。研修等の資料に使う分には特に問題はないですけれども、それだけでは終わらないという気がします。いいものであればあるほど、そういうところでもよろしく願います。

(千草会長) ありがとうございます。いろいろ、いいご意見をいただきました。あと、いかがでしょうか。

(事務局) DVDを見せていただきまして、非常に力作であるというように思っております。これだけいろいろご尽力いただいてできてきたDVDですので、今おっしゃっていただきましたように早く、中身をしっかり見ながらよりよいものを、よりよい形で外へ出ていくようなこともしっかり考えていきたいと思っておりますので、また、ご覧になっていただいて、今、お気づきのご意見などをいただきましたけども、ご意見などもいただきながら、さらによりよいものとしていきたいと考えておりますので、何とぞよろしく願います。

(千草会長) ありがとうございます。他にどうでしょうか。本当に大事なことだと思いました。学生に見せたらいいなと思って見ていました。また、この地域の言葉が出てきますので、ものすごくいいなと思います。慎重にいろいろ行っていただいた上で、できましたら活用させていただきたいなと思いました。ありがとうございます。

(事務局) ありがとうございます。

(千草会長) あとはよろしいでしょうか。

(事務局) 地域自立支援協議会の今後の開催予定は、この本会につきましては2月を予定しています。ワーキングは2か月に1回というペースで続けていきたいと思っております。

(千草会長) ありがとうございます。それでは、これで全て議事終了ということでもよろしいでしょうか。ではこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局) 本日はお忙しい中、ありがとうございました。